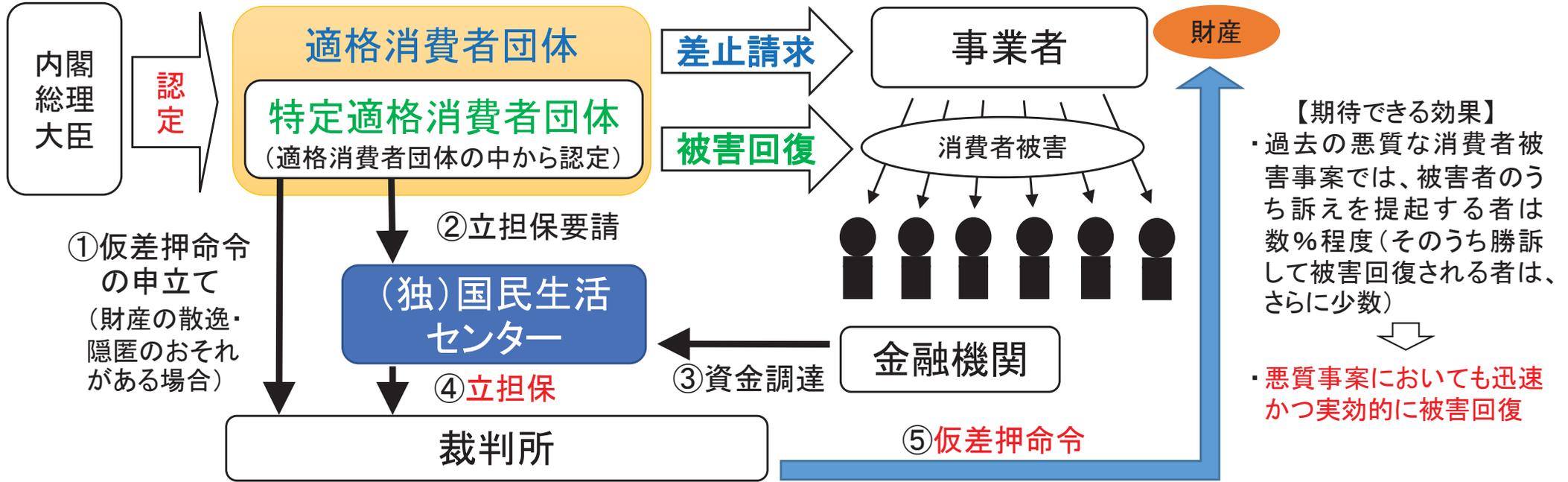


・消費生活相談件数が高水準で推移  
・同種の消費者被害が多発  
・**財産の散逸・隠匿**を図る悪質事案も

消費者契約法改正(平成18年)  
適格消費者団体による**差止請求**の制度を創設。

消費者裁判手続特例法制定(平成25年)  
特定適格消費者団体による**被害回復**の制度を創設。  
【附則第4条】政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な**資金の確保**、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する**支援の在り方**について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ **財産の散逸・隠匿**を図る悪質事案においても確実に被害回復を図る必要がある。  
○ 悪質事案は**突発的に発生**し、**多額の金員**が必要になるので、**備えが困難**。  
○ 制度の実効性を高めるためには**支援が必要**。



【改正事項】

(1) 独立行政法人国民生活センター法改正  
 (独)国民生活センターが**立担保**できるようにする。(業務の追加、長期借入金の規定の新設等)  
 財産の散逸・隠匿のおそれがある悪質事業者からも被害回復が可能になる。

(2) 消費者契約法改正  
 適格消費者団体の認定の有効期間を**3年から6年に延長**する。  
 更新の事務負担を軽減し、差止請求等に注力することが可能になる。

(3) 消費者裁判手続特例法改正  
 (1)に伴い特定適格消費者団体と(独)国民生活センターその他の関係者との連携の規定を設ける等の所要の整備をする。

※平成29年10月1日から施行